

株式会社 ワイルドウインド

組織規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、株式会社ワイルドウインド（以下「この法人」という。）の経営組織、業務分掌及び職務権限に関する基本事項及び指揮、命令系統を定め、業務の確実かつ効率的な執行と運用を図ることを目的とする

第 2 章 組織

(組織)

第 2 条 組織は、部・課を組織体の呼称とし、次の定義で設置することができる。

- ・「部」とは原則として所属員が 1 名以上の組織をいい、課など下部組織を設置することができる。
- ・「課」とは原則として所属員が 1 名以上の組織をいい、部の下部組織として設置することができる。

(取締役社長)

第 3 条 取締役社長は取締役会の決定に基づき会社を代表し、会社業務を執行する。

(命令・指揮系統の統一)

第 4 条 組織は業務につき系統的に編成するとともに、命令または指示の経路を明確にし、その運営にあたっては命令・指揮系統の統一により、業務処理の責任と能率の向上を図る。各組織単位は厳かにこれを守り、乱すことがあってはならない。

2. 同一職務に命令し、または指示すべき直接の監督は常に一人とする。

第 3 章 職務権限

(各職位の責任と権限)

第 5 条 各職位は職務の遂行について責任を負うとともに、職務遂行に必要な権限を有する。

第 4 章 監査役および監査役会

(監査役会)

第 6 条 監査役については別に定める「内部監査規程」による。

(監査役および常勤監査役)

第 7 条 監査役はこの法人の業務監査及び会計監査を行う。

2. 常勤監査役は取締役会その他重要な会議等に出席するほか、取締役から業務遂行状況の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧する。

附 則

1. この規程は、令和3年4月1日より施行する。

以上